

第10回板橋区議会報告会について

板橋区議会報告会実施要領の規定により、改選年度の議会報告会の開催回数及び時期については、改選前年度の議会運営委員会において決定することとされている。

については、令和5年度に開催予定の第10回板橋区議会報告会の開催回数及び時期を、下記のとおり決定する。

記

1 開催回数及び時期（案）

- (1) 開催回数 1回
- (2) 開催時期 令和5年12月
- (3) 参考 過去の改選年度における開催日

| 開催回 | 開催日 |
|-----|----------------|
| 第2回 | 平成27年12月21日（月） |
| 第6回 | 令和元年12月18日（木） |

2 その他

改選後の議会運営委員会において、第10回板橋区議会報告会実行委員会を設置する。

【参 考】

板橋区議会報告会実施要領（抜粋）

3 開催回数等

同一年度内に1回以上開催する。

- (1) 開催回数及び時期については、議会運営委員会で決定する。
- (2) 日程及び会場については、実行委員会で決定する。
- (3) 改選年度の開催回数及び時期については、改選前年度の議会運営委員会にて決定する。